

館山市広報

発行所 館山市役所 館山市北條1087番地 電話館山67-68-188番

10月1日 國勢調査

國調は伸る日本の道しるべ

十月一日現在で全一世紀に國勢調査が行われます。國勢調査は五十年ごとに行われる最も大切な調査で、第一回が大正九年に行われ、今回は第八回目に当ります。この調査は単に人口を調べるだけでなく職業や産業、住宅事情など、いろいろの角度から個人の社会生活の實態を明らかにして、人口問題をはじめ住宅・労働政策・職員定数決定など今後の國や地方の行政施策の基礎資料を作る大切な調査です。とくに今回は獨立後初の國勢調査として、極めて意義深く、國內の各界は勿論海外からも多大の關心をもちたっています。この調査の意義を十分理解され、みなさまの協力を願っています。

「誰れをどこで何を」調査するか

國勢調査で調査するのは十月一日に國內に住んでいる人の全部です。日本人は勿論外国人も總て調査しますが、たゞ駐留軍や國連軍の軍人軍属とその家族及び外交團は調査から除かれます。調査の場所 この調査では調査しなければならぬ人がふだん住んでいる世帯をまてて調査します。世帯にふだん住んでいる人は、その世帯に三ヶ月以上住んでいるか、又は三ヶ月以上住んでいたか、

「誰れをどこで何を」調査するか 住まうと思つてゐる人のこと。またたまた旅行や出張などで三ヶ月以上不在期間が三ヶ月以上にあつた人はその世帯にふだん住んでいる人になります。しかし次のような特例があります。①自宅を離れて寄宿舎や下宿などから通學してゐる学生や生徒はその寄宿舎や下宿などで調べ、自宅は調べません。②病院や療養所などの入院患者で、すでに三ヶ月以上入院してゐる人はその入院先で調べ、自宅では調べませんが、入院し

8月末現在人口動態
人口 60,864人
世帯数 12,592
出生 84人(男53・女31)
死亡 41人(男29・女12)
産 19件
死 10件
離婚 2件

つぎの八つの項目について調査します。
①氏名
②世帯主との続柄
③男女の別
④出生の年月日
⑤配偶の關係
⑥國籍
⑦昭和十六年末までに生れた人について今年十月一日前一周間の就業状態、所屬事業の名稱、所在地及び事業の種類、仕事の種類、並びに従業上の地位
⑧住居に関する事項

てまだ三ヶ月以上にならぬ人は自宅で調べます。③船舶に乗り込んでゐる人は自宅で調べます。何をするか こんどの國勢調査では

さんな方法で調査するか 調査は一批ごとに行ひ、その調査票を用いて行ひます。この調査票を調査日(十月一日)の前に國勢調査員が各世帯にばらまき、これに世帯主が右のべた①から⑧までの事項を記入しておくことになつてゐます。⑦⑧の事項は國勢調査員が調査票

保育園の措置費 八月から改正

保育園の月謝(正式には措置費)徴収額が八月一日から改訂されました。保育園はこれまでと全く貧乏人のための施設であり、無料の子供を預かる場として考へてゐる人があつたが、保育所では貧富の差なく「保育に欠ける子供」を預り、その必要な経費を保護者から徴収してゐますが、これを自給する能力のない保護者に對してのみ、その経費の一部を徴収することから法律の趣意になつておりました。ですから幼稚園と違い月謝が一定してなく、保護者の経済状態によつて、さまざまになつておりました。その他「一家で面倒を見る

空気銃は許可制 飛出しナイフは所持禁止

銃砲刀剣類所持取締令の一部改正が十月一日から施行されます。この改正は従來取締令の對飛出しナイフなどを使用した事故や殺人・強盗事件が増加し、このまま放つておくことは危険であるという世論にこたへて行われたものであります。主な改正要點
① 双渡り五、五種以上の飛出しナイフについては自動的に飛出す装置を取りのぞかなければ、十月一日以降所持保管及び製造は禁止されました。
② 「あいくち」は双渡り一五種以上のもののみ所持が禁止されておりました。が、今回の改正で双渡りの大小にかかわらずその所持が禁止されました。
③ 従來空気銃の所持保管等については制限がなかつたが、十月一日から六十日以内に所轄警察署を通じて公安委員會に所持許可の申請をから所持保管することを要する。
④ 許可を受けて銃砲所持する場合、おのおのを容器に入れるなど、直ちに発射できないようにして携帯しなければならぬ。

現市域内の國勢調査人口推移

Table with columns for year (e.g., 大正九年, 昭和五年) and population counts for various areas like 館山町, 北條町, etc.

延滞金の改正

今まで市税の滞納分に對しては百円につき一日四角の罰金を徴収して、昭和三十年八月一日から昭和三十一年十月一日に對しては、この罰金を一日四角から五角に増徴する。同年八月一日から三割の割合で計算され、例へば昭和二十五年市民税第一期の税額一万円を昭和三十年九月十日に納入した場合、計算方法は上記の通りになり、延滞金は三割になり、結局は拂わねばなりません早く納税下さいませ。早急納税下さいませ。早急納税下さいませ。早急納税下さいませ。

千葉相互船形支店 市金庫に指定

地方自治法施行令第六十六條の規定によつて、左の機關を市金庫事務取扱者とし、追加指定しましたので、今後市税の納入についてご利用下さい。
館山市船形二七〇 株式会社、千葉相互銀行船形支店。

昭和30年 10月1日 國勢調査 総務府統計局

昭和三十年第二次 自衛隊員募集
陸上 約一、三〇〇名
海上 約四〇〇名
航空 約八〇〇名
募集期間 九月十二日(月)から十月十一日まで
試験 十月二十一日から十一月六日迄
入隊時期 昭和三十一年一月の豫定
志願案内及び志願票その他詳細は市役所にお問合せ下さい。

としよりの日 9月15日
としよりの福祉週間 9月15日-21日

本年も九月十五日現在で、次の人たちの選挙人名簿に登録するため調査を行います。
①日本國民で満二十才以上の者(昭和三十年十二月二十一日以前生れ)
②三ヶ月以上市内に住んでゐる者(昭和三十年六月十六日以前から)
選挙権を有しない者 禁止者

基本選挙人名簿の登載者調査
しただから今度の選挙ができないはずがないと、申し出られる方があつて、選挙人名簿は毎年九月十五日現在で新

延滞金の改正
今までの市税の滞納分に對しては百円につき一日四角の罰金を徴収して、昭和三十年八月一日から昭和三十一年十月一日に對しては、この罰金を一日四角から五角に増徴する。同年八月一日から三割の割合で計算され、例へば昭和二十五年市民税第一期の税額一万円を昭和三十年九月十日に納入した場合、計算方法は上記の通りになり、延滞金は三割になり、結局は拂わねばなりません早く納税下さいませ。早急納税下さいませ。早急納税下さいませ。早急納税下さいませ。

